

# 令和7・8年度 測量・建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査の概要 (追加申請)

安芸郡府中町財務部財政課

## 1 資格審査

府中町が令和7・8年度に発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする方は、**広島県と県内市町が共同運営する「電子入札等システム」**を利用し申請を行ってください。既に令和7・8年度の認定を受けている方で、認定後、他の業種の追加を希望する場合は、申請が必要です。

## 2 申請資格

**次の各号に該当する者は、入札参加資格審査申請をすることはできません。**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者
- (3) 測量を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていない者
- (4) 建築関係建設コンサルタント業務のうち「建築一般」を希望業務とする者で建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていない者
- (5) その他業務のうち、「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- (6) その他法令等により許可又は登録等の必要な業務について、その許可又は登録を有しない者
- (7) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者
- (8) 希望業務において、その業務の契約を履行するために必要な資格及び経験を有する技術者を有しない者
- (9) 府中町に納付すべき町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (10) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

**※ 府中町建設業者等指名除外要綱により府中町の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。**

## 3 入札参加資格の通知等

- (1) 入札参加資格を認定したときは、府中町ホームページに掲載し、通知に代えます。
- (2) 入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。  
入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。  
入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に府中町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、府中町が発注する委託業務において再委託を受けることはできません。
- (3) 資格の有効期間は、認定された日から令和8年度の末日までとします。ただし、令和9年度においても当該年度における資格が認定される日までは、有効とします。

#### 4 電子入札等システムを利用した電子申請

入札参加資格審査申請は電子申請のみの受付となります。電子入札等システムの「資格審査受付システム」を利用し、「電子入札等システム 操作マニュアル」をよく確認のうえ、申請手続きを行ってください。

- ・申請期間 令和7年4月1日(火)～令和8年9月15日(火)(土・日・祝日を除く)
- ・受付時間 9:00～17:00

(注)

- ・この期間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。
- ・この申請期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。
- ・初めて「電子入札等システム」を利用される方は、事前準備(利用開始申請、ICカード・端末等機器の取得)が必要となり、準備期間として2～3週間が見込まれます。

広島県の調達情報 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

#### 5 提出書類の提出先・方法

電子入札等システムで申請後、速やかに下記①により電子で書類を提出してください(電子による提出がやむを得ず困難である場合のみ、②の郵送又は③の持参による方法も可)。ただし、最終の提出期限は、令和8年9月15日(火)(必着)です。

##### ①府中町電子申請システム

「府中町電子申請システム」を利用して提出してください。詳しくは、別紙「府中町電子申請システムによる書類提出の手順」をご覧ください。なお、電子により提出する場合でも、やむを得ず一部の書類を郵送又は持参により提出する場合は、提出書類が全部そろわなければ受付ができませんので、電子で提出後、速やかに下記②又は③により提出してください。

※このシステムの利用には、電子証明書(ICカード)は必要ありません。

- ・府中町電子申請システム

[https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=20744](https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20744)

- ・受付時間 24時間 ※ただし、臨時のメンテナンスにより、一時的に利用できない場合があります。

##### ②郵送

(送付先) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1  
府中町財務部財政課契約検査係

※封筒に「令和7・8年度入札参加資格審査追加申請(測量・建設コンサルタント等業務)」と赤字で記入してください。

##### ③窓口

- ・受付場所 府中町役場3階③ 財政課契約検査係
- ・受付時間 8:30～12:00・13:00～17:15

## 6 提出書類等一覧

### 1. 送信完了兼受付票

電子申請の最後の送信完了画面において印刷できるものです。

### 2. 測量等実績調書・有資格技術職員名簿

「電子入札等システム」へ添付ファイルとしてください。独自様式での作成名簿は添付しないでください。

### 3. 登録証明書（写し）

測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し。なお、登録証明書の証明日又は、登録通知書の通知日は申請日から3ヶ月以内のものとしします。

### 4. 現況報告書（写し）

土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通省の登録規定による登録を受けている場合は、各登録規定による現況報告書の副本の写し（所管官庁が確認済みのもの）を提出してください。なお、提出があれば**5. 財務諸表** **7. 登記事項証明書**について提出を省略することができます。

### 5. 財務諸表

- ・法人 直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」
- ・個人 直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」

※直前1年の事業年度の財務諸表の調整が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。

### 6. 消費税納税証明書（原本又は写し）

申請日から3ヶ月以内に発行された消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明の原本又は写しを提出してください。なお、納付すべき税額がない場合も証明書が発行されますので、提出してください。

※「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データを「電子入札等システム」へ添付すれば、府中町への提出は不要として取り扱います。納税証明書（電子納税証明書も含む）についてのお問合せは、最寄りの税務署へしてください。

- ・納税証明に関するホームページ [http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

### 7. 登記事項証明書（商業登記簿謄本）又は身分証明書（写し）

申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

### 8. 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入状況が確認できる書類

保険への加入状況が確認できる書類とは、次のとおりです。

#### (1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）のいずれかの写し

#### (2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

健康保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合は、申出書を提出してください。

### 9. 委任状（様式第1-2号）

府中町との業務委託契約の締結において、営業所等に委任をする場合には提出してください。

### 10. 納税に関する誓約書（様式第5-2号）

府中町に納税義務がある申請者（法人又は個人事業者）、及びその代表者個人（支店等に契約の権限を委任している場合は、その受任者個人とする。）で府中町に納税義務がある者は提出してください。

府中町税が課税されていない場合、提出は不要です。

## 7 注意事項

- ア 資格審査申請において虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった場合、認定を受けた後でそれらのことが判明したときは認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- イ やむを得ず郵送又は持参する場合は提出書類等のサイズはA4としてください。A4ファイルにとじる必要はありません。
- ウ 「資格審査受付システム」による申請内容入力と内容確認が完了しましたら、送信完了兼受付票発行の画面が表示されますので、やむを得ず郵送又は持参する場合は画面を印刷し「6 提出書類等一覧」の順番にして、府中町へ提出してください。

## 8 問い合わせ先

府中町 財務部財政課契約検査係  
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1  
TEL (082) 286-3171 FAX (082) 287-2668